

日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度 との連携の在り方等についての調査研究事業 結果概要

(令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 課題番号23)

事務局:公益社団法人日本社会福祉士会

日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業

(令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 課題番号23)

<p>目的</p>	<p>日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況について、調査を通じて実態把握を行うとともに、適切な連携の在り方を検討し、連携に資するツールを開発する。 (事務局:公益社団法人 日本社会福祉士会)</p>			
<p>事業内容</p>	<p>(1)ヒアリング調査 ○日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の連携、移行に関わる関係機関等より、好事例・困難事例等についてのヒアリング調査を実施する。</p> <p>(2)アンケート調査 ○社会福祉協議会等関係機関を対象に、日常生活自立支援事業等と成年後見制度との連携の実際と課題にかかるアンケート調査を郵送により実施する。</p> <p>(3)調査分析、制度・連携の在り方、連携方法に関する研究 ○有識者の参画を得てヒアリング調査やアンケート調査を基に課題を分析し、それぞれの制度のあり方や連携方法について委員会にて研究する。</p> <p>(4)連携に資するツールの開発 ○日常生活自立支援事業等関係事業と成年後見制度にかかる適切な連携に資するツール等を開発し、事業実施報告書ならびにホームページ等にて周知する。</p>			
<p>委員会</p>	<p>親委員会 ◎委員長</p>		<p>親委員会・WG ◎WG委員長</p>	
	<p>山野目 章夫 ◎</p>	<p>早稲田大学大学院 法務研究科 教授</p>	<p>上山 泰 ◎</p>	<p>新潟大学 法学部 教授</p>
	<p>今井 忠</p>	<p>日本発達障害ネットワーク(JDDnet) 理事</p>	<p>石垣 裕美</p>	<p>立川市 福祉保健部 高齢福祉課在宅支援係 係長</p>
	<p>海野 芳隆</p>	<p>静岡県社会福祉協議会 地域福祉課長</p>	<p>川井 誉久</p>	<p>東京都社会福祉協議会 地域福祉部長</p>
	<p>久保 厚子</p>	<p>全国手をつなぐ育成会連合会 会長</p>	<p>笹川 和哉</p>	<p>本別町社会福祉協議会 地域福祉活動推進部門 管理者</p>
	<p>櫻田 なつみ</p>	<p>日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構 理事</p>	<p>佐藤 健</p>	<p>岩手県 保健福祉部 地域福祉課 主任主査</p>
	<p>永田 祐</p>	<p>同志社大学社会学部社会福祉課 教授</p>	<p>住田 敦子</p>	<p>尾張東部権利擁護支援センター センター長</p>
	<p>花俣 ふみ代</p>	<p>認知症の人と家族の会 副代表理事</p>	<p>高橋 良太</p>	<p>全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長</p>
	<p>水島 俊彦</p>	<p>日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員</p>	<p>田邊 寿</p>	<p>伊賀市社会福祉協議会 法人運営部長</p>
	<p>矢頭 範之</p>	<p>成年後見センター・リーガルサポート 理事長</p>	<p>中井 俊雄</p>	<p>ノートルダム清心女子大学人間生活学部 准教授</p>
	<p>山崎 智美</p>	<p>日本社会福祉士会 副会長</p>	<p>中村 健治</p>	<p>北海道社会福祉協議会 副局長</p>
			<p>星野 美子</p>	<p>公益社団法人 日本社会福祉士会 理事</p>
			<p>森 和俊</p>	<p>大阪市役所 福祉局 生活福祉部 地域福祉課(相談支援グループ) 相談支援担当課長</p>
			<p>八木 将仁</p>	<p>豊田市成年後見支援センター センター長</p>

事業内容・事業実施方法

ヒアリング調査

(1) 日常生活自立支援事業制度設計当時の考え方、現状をみた評価等について

- ・ 平田厚氏(明治大学専門職大学院法務研究科教授／弁護士)
- ・ 山下興一郎氏(淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科)

(2) 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携に関する好事例

- ・ 社会福祉法人 本別町社会福祉協議会
- ・ 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
- ・ 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会
- ・ 特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター
- ・ 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
- ・ 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
- ・ 大阪市
- ・ 社会福祉法人 AJU自立の家

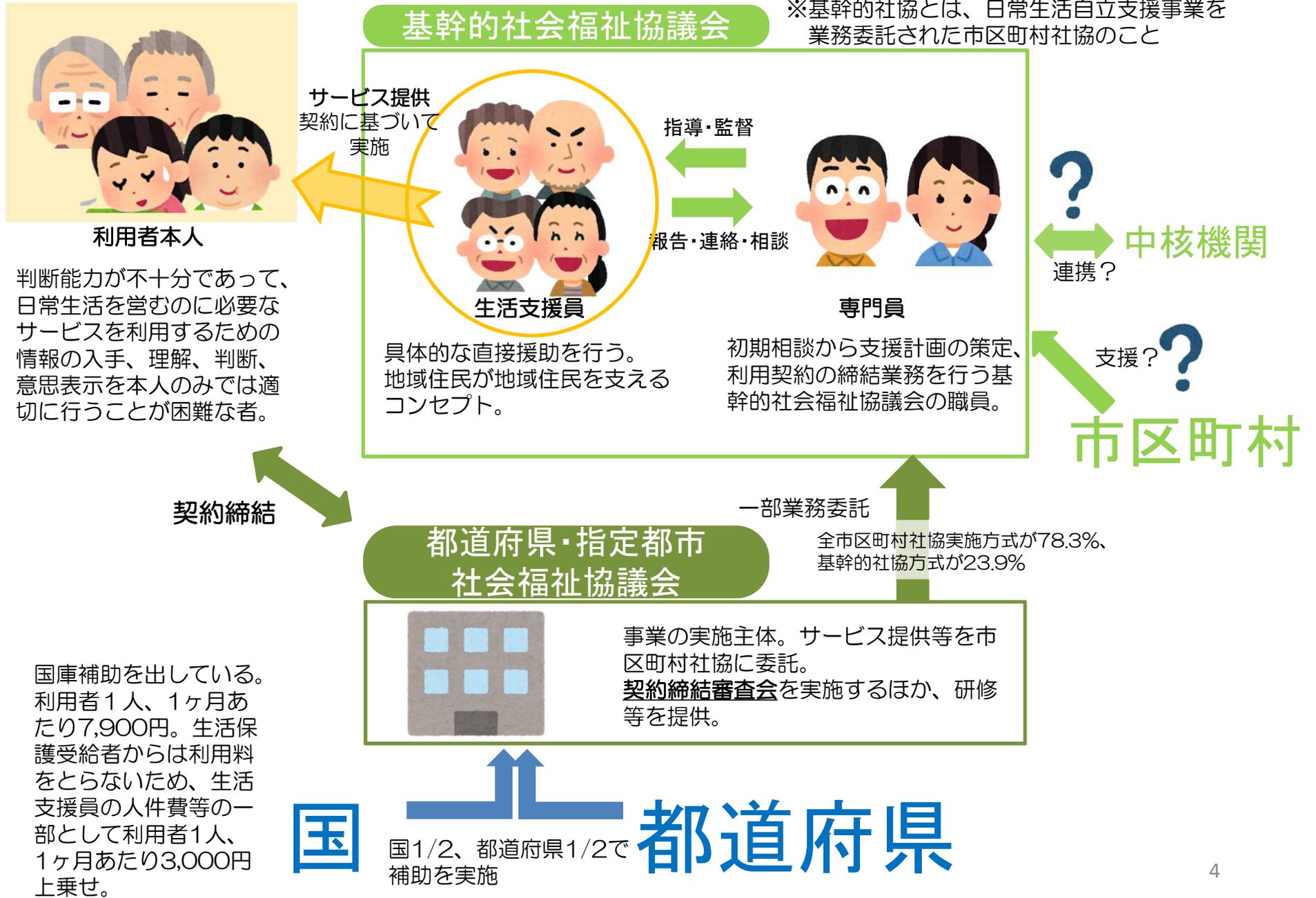
アンケート調査

種類	配布数	回収数 (回収率)
都道府県社会福祉協議会	47	47(100%)
都道府県・政令市	67	62(92.5%)
基幹的社会福祉協議会	377	
事業者回答票(A票) 事業者の実態把握		163(43.2%)
専門員回答調査票(B票) 専門員の業務実態把握		161社協より 回答,234名分
専門員回答調査票(B-1票) 契約に至ったケースでの実態把握		144社協より 回答,239ケース
専門員回答調査票(B-2票) 契約に至らなかったケースでの実態把握		112社協より 回答,108ケース
専門員回答調査票(C票) 専門員の業務実態(時間ベース) 通常勤務日3日間の業務実態を分析		143社協より 回答,145名分
市町村	290	170(58.6%)
中核機関	30	23(76.7%)

※調査対象とする基幹的社協・自治体・中核機関について

①相談実績・利用実績の視点、②先行実施の都道府県社会福祉協議会向けのアンケート結果を踏まえ、「生活保護を受給要件としているか否か」「福祉サービスの利用を要件としているか否か」の割合が全体と同程度になるように選定、③緊急事態宣言発出地域を除くほか、地域バランスを見て総合的に選定

日常生活自立支援事業の仕組み



調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案)―利用者―



利用者本人

判断能力が不十分であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者。

調査結果から分かる契約している利用者像等

n=239

- 男性47.3%、女性52.3%
- 65歳以上が54.4%
- 認知症高齢者45.2%、知的障害者25.1%、精神障害者29.7%、その他4.6%
(精神障害者の利用が増加傾向。精神障害者への支援時間の平均は132.3時間。)
 - 精神科入院から退院する際の地域移行の際に日常生活自立支援事業の利用が条件となっている場合がある
- **生活保護受給者40.2%(政令市になると8~9割が生活保護受給)**
 - 「生活保護の受給にあたり、日常生活自立支援事業の利用を条件に生活保護受給を認める」ととらえている都道府県社協がある(14県29.8%が回答)
- 住民税非課税該当者57.7%(※課税者も利用料は変わらない)
- 親族・家族がいる利用者72.4%、いない利用者25.9%
- **障害者手帳がなく、診断書もない利用者が40.6%**
- 関わっている関係機関・支援者数は平均4.1

効果

- 成年後見制度の利用にはなじまない、診断書がない人、判断能力の状態に波がある人が利用しやすい制度となっている

考察と課題解決方法

- 生活保護受給者の利用増が赤字の一因か？
- 生活保護受給や地域移行の際の条件とされていることで、利用者の利用意向が定まらず、契約や支援に支障をきたす場合がある(契約に至らない理由は、「本人に利用意思がない」がトップ)
- 横浜市のような、生活保護のCWによる関与を求める事務連絡等の発出による課題解決が考えられる。

調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案)―利用方法―

事業の設定

- 専門員が本人宅を訪問してサービス内容を説明するとともに本人の困りごとや希望を把握し支援計画を作成。
- 契約締結判定ガイドラインにより、本事業の契約能力を確認。
- 判断能力が低下した場合や本事業では実施できない財産管理等の支援が必要になった場合には成年後見制度の利用を支援。(全社協の調査では、終了ケースの2割は成年後見制度へ移行)
- 本人の意思により解約することが可能。
- 複合的な課題がある場合には、契約前の段階から解決に向けた支援や関係機関との調整を行う。(例:滞納等の把握、返済の調整、年金受給申請等)

効果

- 契約前のアセスメントや本人の意思確認を時間をかけて行うとともに、課題を整理し、必要に応じて関係機関につなぐことにより、福祉サービスの利用をはじめ、生活全体の安定が図られる。

現在の傾向

- 初回相談から契約までに時間がかかる(基幹的社協の回答では平均3.6カ月、n=239)。
- 死亡により契約終了するケースでは、葬儀や遺品の引き取り・処分・保管物件の親族への引き渡し等、煩雑な事務が発生する(基幹的社協の回答では平均0.8カ月、n=239)。

考察と課題解決方法

- 契約前の支援や契約終了後の事務に関する専門員の業務負担が大きい。
- 契約前の課題整理や関係機関との調整・役割分担について、地域の関係機関と適切な役割分担が必要。
- 協議会でのケース検討や地域ケア会議の活用による法律専門職に気軽に相談できる体制整備が求められる。

調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案) —提供されているサービス①—

サービス提供
契約に基づいて
実施



事業の設定

- 福祉サービス利用援助、苦情解決制度の利用援助
 - 社会福祉法への位置づけの際、金銭管理事業では社会福祉事業としての位置づけが困難だった。制度設立当初は、ケアマネジャーも相談支援専門員もいなかったため、福祉サービス利用援助としての役割が大きかった。
- 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
 - これよりも法律行為の範囲が広い場合は、本人の意思に基づいた支援が可能かどうか、契約締結審査会に助言を求めることができる(不動産の売却等)。
- 日常的な金銭管理(預金の払い戻し、預金の解約、預金の預入の手続等利用者の日常生活費の管理)、書類預かり、定期的な訪問による生活変化の察知
 - 福祉サービス利用援助の付随的位置づけのサービス

効果

- 単なる金銭管理支援ではなく、本人の意思決定支援による支援を提供。
- 地域住民が定期的に見守り支援を行うことで、生活が安定。

現在の傾向

都道府県社協n=47、基幹的社協n=163

意思決定支援

- 実際は、日常生活自立支援事業の特性を踏まえた支援効果を「適切な金銭管理の支援等による家計の改善、生活の安定化」と回答(都道府県社協87.2%、基幹的社協95.1%)。
- 福祉サービスを利用することが決まっている(または直近で利用予定がある)ことを日常生活自立支援事業の利用の要件としている場合がある。(都道府県社協25.5%、基幹的社協36.2%が回答)
- 利用料は、平均1,196円(支援員の時給+研修実施費用等)。「書類預かりサービスで預かる通帳は残高が1000万円まで」と言っているがそれ以上の金額の通帳を預かっている事案もある(この場合も応能負担はない)。

調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案) —提供されているサービス②—

現在の傾向

- 実際は、支援計画に位置づけのない「電話対応」等も多い。(基幹的社協の回答によると、専門員一人当たりの業務時間のうち約4割がサービスの位置づけのない業務。n=239ケース)
- 浪費傾向のある利用者への頻回な金銭受け渡し支援や、死後の事務にも時間を割かれている。
- リソースの問題から、施設入所、医療機関への長期入院の場合には、サービスの対象外としているところが多い。

考察と課題解決方法

- 福祉サービスを利用する予定がある、利用が決定していることを日常生活自立支援事業利用の条件としているが、待機者が出る一因となっているか？(29都道府県が把握している待機者数の平均は53.5人)
⇒正しい意味を伝える事務連絡を出す。
- (浪費傾向のある利用者への頻回な金銭受け渡し支援や、死後の事務等)結果として、現在、社会で不足している支援を補うことになりやすい(目詰まりが起こりやすい)。
⇒アクション(依存症・嗜癖)問題が分かる精神科医に相談できる体制が必要(中核機関への支援体制と重ねて)。現在の契約締結審査会に精神科医を置くことも有効。
⇒提言、資源開発を機能として持つ必要がある。
- (施設入所、医療機関への長期入院をサービス対象外とすることから)施設や医療機関が日常的な金銭管理機能の代わりとして成年後見制度の利用を求めている傾向もあると思われる。
⇒市区町村社会福祉協議会以外の社会福祉法人への委託や支援員の拡大を検討することも考えられる

調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案)ー生活支援員ー

調査結果から分かる生活支援員による支援

- 契約に至った226ケースでの1ヶ月あたりの業務時間は、1ケースにつき15.9時間。なお、初動支援から契約終了までのトータルでの平均支援期間は23.1ヶ月。(n=23)

ヒアリング調査結果から

- 「支援者が代行するのではなく、利用者本人と共に行う、という姿勢を重視している。…現状や、とりうる選択肢、その行動を行った後予測される状況を利用者と共有することで、利用者が状況や選択肢のメリット・デメリット、リスクを踏まえ、実施する、もしくは…断念する等の意思決定を行うことの支援を行っている」(伊賀市社会福祉協議会ヒアリング調査より)
- 「生活支援員が月1回いく中、見守りという観点が大きい」(大阪市ヒアリング調査より)

効果

- ドイツの名誉世話人を参考に作られた制度。支え手が地域課題に気づき、共に地域をつくっていくため、地域の活性化につながっている。

現在の傾向

- 市民後見人養成研修修了者が支援員をしている地域も多い。
- 支援員のなり手が不足している地域が出てきている。

考察と課題解決方法

- 支援員と専門員の役割分担による金銭管理サービスの複数チェックが重要である。
- 市民後見の推進とともに、支援員のなり手を確保する。日常生活自立支援事業の広報啓発も重要



意思決定支援

互助(見守り・寄り添い)

調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案)―専門員―

調査結果から分かる専門員による支援



専門員

初期相談から支援計画の策定、利用契約の締結業務を行う基幹的社会福祉協議会の職員。

- 専門員の91.9%が他業務と兼務(生活福祉資金貸付事業45.1%、地域福祉活動専門等の地域福祉推進部門41.4%、権利擁護センター・成年後見制度利用促進40.9%) (n=専門員234人)※B-1票を回答してくれた人
- 1日平均業務時間9.3時間(559分)のうち、日常生活自立支援事業の業務に従事した時間は34.3%(191.5分)。 (n=専門員234人)※C票を回答してくれた人
 - 日常的金銭管理サービス40.4分、ケース記録などの入力・文書作成34.3分。(n=専門員234人)※C票を回答してくれた人
- 経験年数1年以上3年未満32.5%、3年以上の経験のある専門員55.1% (n=専門員234人)※B-1票を回答してくれた人
- 主担当ケースで13.5件(認知症高齢者5.3件、知的障害者3.5件、精神障害者4.1件、その他0.8件)。業務負担が大きいと感じるケースは平均2.3件。(n=専門員234人)※B-1票を回答してくれた人

調査結果から分かる専門員の業務時間

- 契約に至ったケースでの初動開始から支援終結までの平均支援期間は、1ケースにつき平均23.1ヶ月(n=23件)。1ヶ月あたりの専門員の業務時間は、平均59.6時間(n=226)。
※全国社会福祉協議会による利用状況調査と、「契約していた期間」の調査結果は異なる。
- 契約に至らなかったケースでの平均支援期間は、1ケースにつき平均4.2ヵ月(n=108件)、1ヶ月あたりの専門員の業務時間は、平均6.6時間(n=102)。

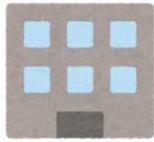
効果

- 計画的な支援を実行し、必要に応じて契約締結審査会にかけることができる。

考察と課題解決方法

- 書類作成業務が負担になっている。電子システム利用による支援が可能ではないか？

調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案)―契約締結審査会―



契約締結審査会

都道府県・指定都市社会福祉協議会に設置されている。医療・法律・福祉の各分野の契約を締結する能力に係る専門家で構成される。基幹的社会福祉協議会は、①初回の契約締結時に本人の契約締結能力に疑義が生じた場合、②支援計画を変更する場合、③基幹的社会福祉協議会から解約の申し出をする場合、④代理による援助を行う場合、⑤専門員が本人への対応に困難を抱え、助言を依頼した場合等に契約締結審査会を利用できる

都道府県社会福祉協議会

n=47

- 開催時の課題・・・「特に課題はない」36.2%、「審査を必要とするケースが増加している(業務負担が大きい、丁寧な議論ができない等)」23.4%、「働きかけを行わないと審査する案件があがってこない」「審査会からの助言等があったケースについて、市区町村社協におけるその後の対応が確認できていない」共に19.1%
- 市町村社協における事業運営上の課題・・・「定期的なモニタリングができていない」48.9%、「生活保護ケースワーカーの負担の軽減のために日常生活自立支援事業を利用する傾向がある」42.6%、「専門員が単独で支援に当たるケースが多い」31.9%、「支援計画と異なる支援が行われているにも関わらず、支援計画の変更が行われていない」29.8%

基幹的社会福祉協議会

n=163

- 迅速な対応・・・「まあまあそう思う」43.6%、「そう思う」38.0%、適切な助言・・・「まあまあそう思う」39.9%、「そう思う」35.0%
- 契約締結審査会によりネットワーク構築のサポート・・・「あまりそう思わない」35.0%、「まあまあそう思う」30.1%
- 準備や手続きの手間・・・「まあまあそう思う」32.5%、「あまりそう思わない」31.9%
- 意見や助言の実態との乖離・・・「あまりそう思わない」55.2%、「全くそう思わない」19.6%

考察と課題解決方法

第三者的関わりの担保

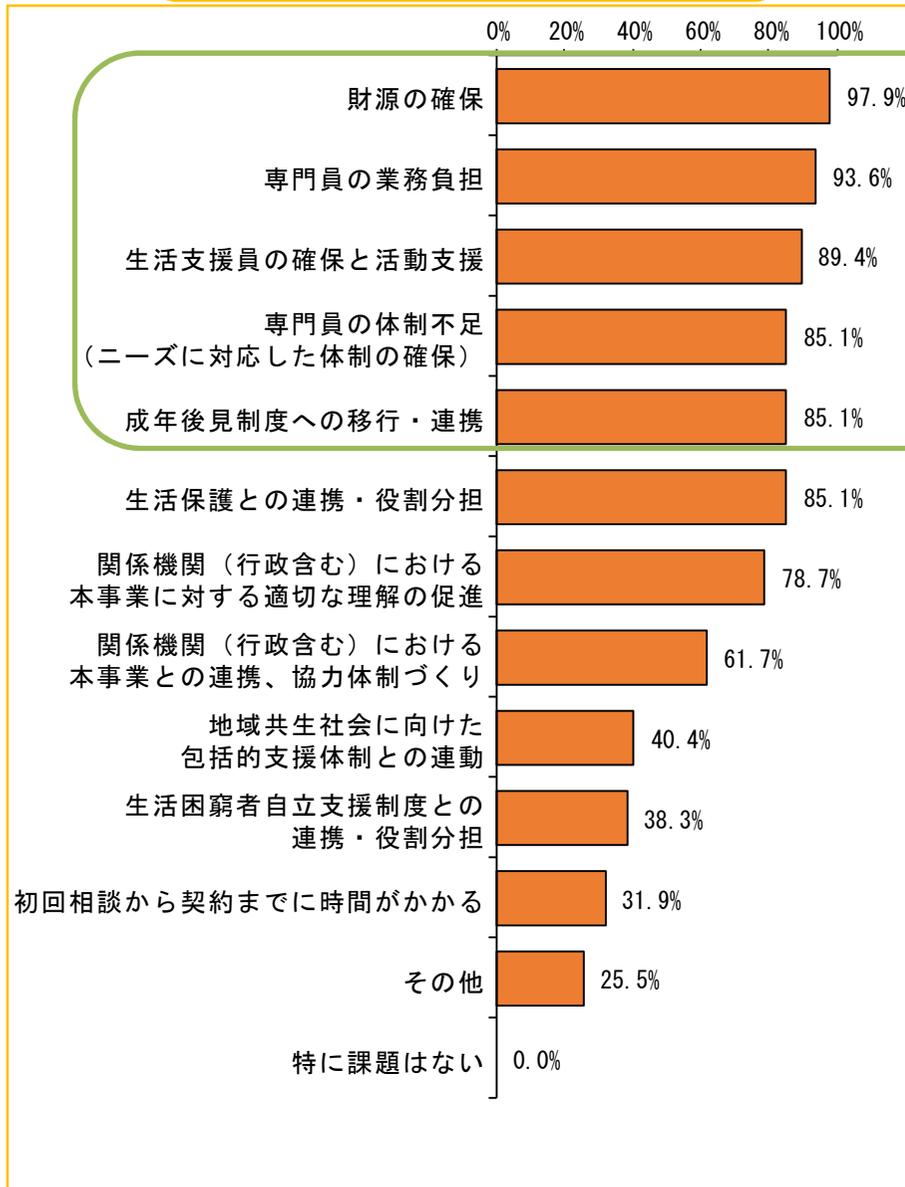
- 都道府県社協にとっては、業務負担が大きい。市町村社協との精神的距離が遠く、事例を出す市町村社協が決まっているという現象も起きている。
- 中核機関で開催される「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」のための会議体を活用するということも考えられるのではないか？

調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案)

— 日常生活自立支援事業を実施する上での課題 —

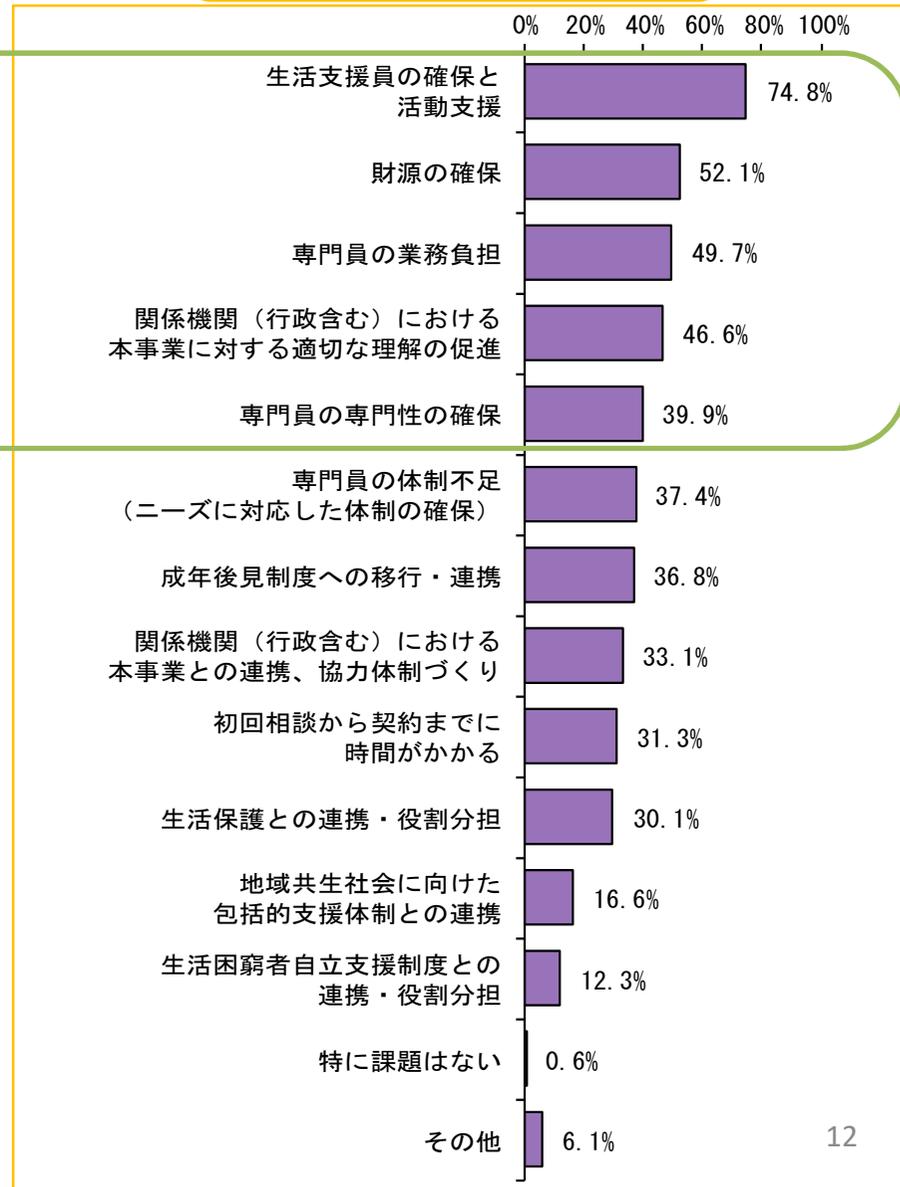
都道府県社会福祉協議会

n=47



基幹的社会福祉協議会

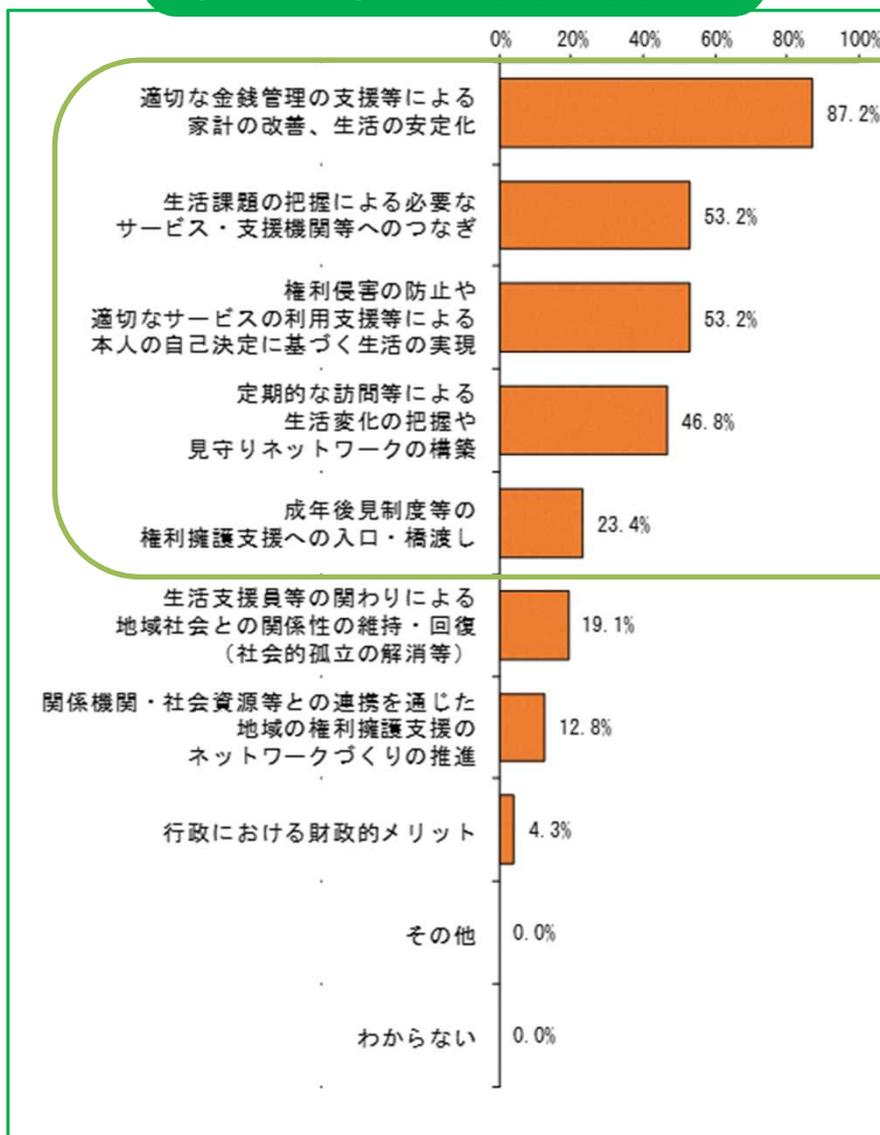
n=163



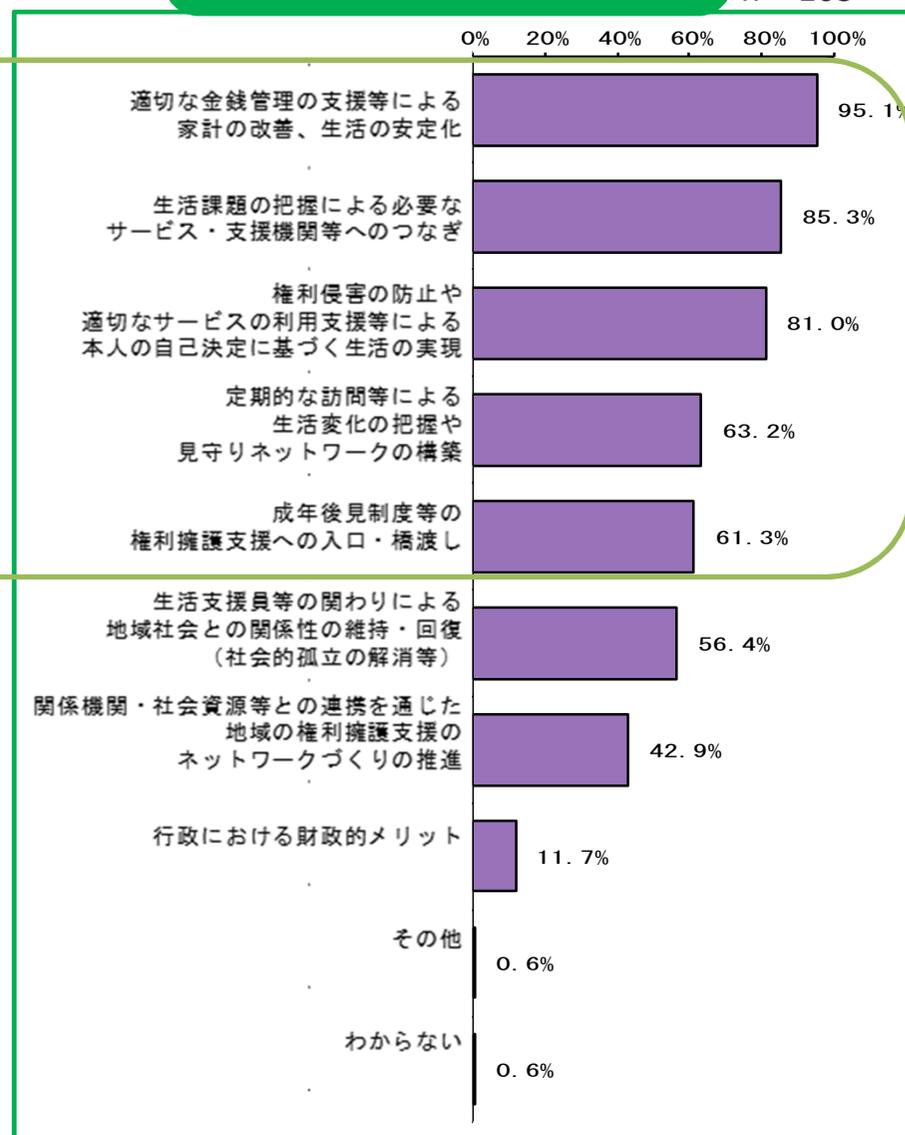
調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案)

—日常生活自立支援事業の特性を踏まえた支援の効果—

都道府県社会福祉協議会 n=47



基幹的社会福祉協議会 n=163



調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案) —市区町村、中核機関—

市区町村

n=170

- 制度上、役割がない(不正等重大な問題が発生した場合、特別監査を実施)
- 約1割強の市区町村が、独自に補助制度を設けている。これに対して、補助を実施していない、必要性を感じていない市区町村がともに8割強。実施主体が都道府県社協であるため、市区町村が負担金を出しにくい。
- 日常生活自立支援事業に期待する役割・・・「適切な金銭管理の支援等による家計の改善、生活の安定化」が72.9%、「双方の制度を生かすことで本人にとっての適切な制度の選択・利用の促進」が52.4%、「定期的なモニタリング等を通じた成年後見制度への適切な移行」が44.1%。
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度利用促進体制整備の実施主体が異なっていることが、日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携、制度間の移行の支障となっている可能性がある。

中核機関

n=23

- 成年後見制度と日常生活自立支援事業に関する理解や、専門相談員との役割分担、コミュニケーションを図るために実施している取り組み内容・・・「個別ケースや事例検討会等を通じて支援方法の共有に取り組んでいる」56.5%、「勉強会等により両制度の理解を深めている」34.8%、「特に行っていない」34.8%
- 日常生活自立支援事業に期待する役割・・・「定期的なモニタリング等を通じた成年後見制度への適切な移行」が73.9%、「双方の制度を生かすことで本人にとっての適切な制度の選択・利用の促進」が60.9%、「複合的な課題を抱えた世帯への支援」が47.8%。「適切な金銭管理の支援等による家計の改善、生活の安定化」は34.8%。

考察と課題解決方法

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークへ「日常生活自立支援事業担当部署」が参画し、中核機関職員と定期的に事例検討をできる機会を設けることで、適切な役割分担が図られるのではないか？
- 日常生活自立支援事業の必要性や重要性に関する通知あるいは事務連絡の発出、あるいは市町村を中心とした実施体制への移行の検討が必要か？

調査結果等と日常生活自立支援事業に関する現状の課題整理(試案) —都道府県、国—

都道府県

- 国1/2、県1/2で補助金を出している。
- 全国社会福祉協議会の調査によると、47都道府県中、25カ所(53%)が補助基準額を下回っている。利用件数が増えても、県の補助金が増えない場合、1件当たりの費用単価が国基準額の7,900円より下がってしまう。都道府県によって、日常生活自立支援事業への財政支援に差がある。
- 本調査における都道府県・指定都市の回答では、日常生活自立支援事業の必要性や重要性について、担当部局内及び庁内関係部局等への説明・・・「特に説明等を行っていない」が43.6%、「担当部局内で、事業の趣旨や概要、必要性等を説明している」が30.6%、「定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、事業の趣旨や概要、必要性等を紹介・情報提供」が21.0% (n=62)
- 日常生活自立支援事業の予算の確保のために工夫していること・・・「中長期的な利用ニーズ等の見通しをたてて予算の確保を検討している」が35.5%、「特に工夫していることはない」が27.4%、「事業の利用による定性的効果(利用者の生活改善等)を示している」が16.1% (n=62)
- 日常生活自立支援事業を、都道府県・指定都市社会福祉協議会への補助事業として実施する事業スキームのメリット・・・「居住地に関わらず事業の活用が可能」(9件)、「支援の質を保つことができる」(9件)、「地域福祉を推進してきた経験を活かし、他制度等と連携した円滑な事業推進が可能」(9件) / デメリット・・・「財源確保が困難」(15件)、「人材の確保が困難」(3件)、「日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携が困難」(2件)
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度利用促進を一体的に支援する総合的な権利擁護推進機関を都道府県社協に置くことができると、スムーズな移行や都道府県による支援につながるのではないか？

国

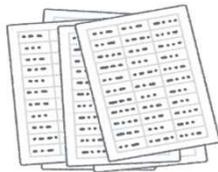
- 今回の調査結果から、課題解決の方策を検討すべき。事業・制度のあり方の見直しの検討が必要。

調査結果等による日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行の実態

基幹的社会福祉協議会の回答

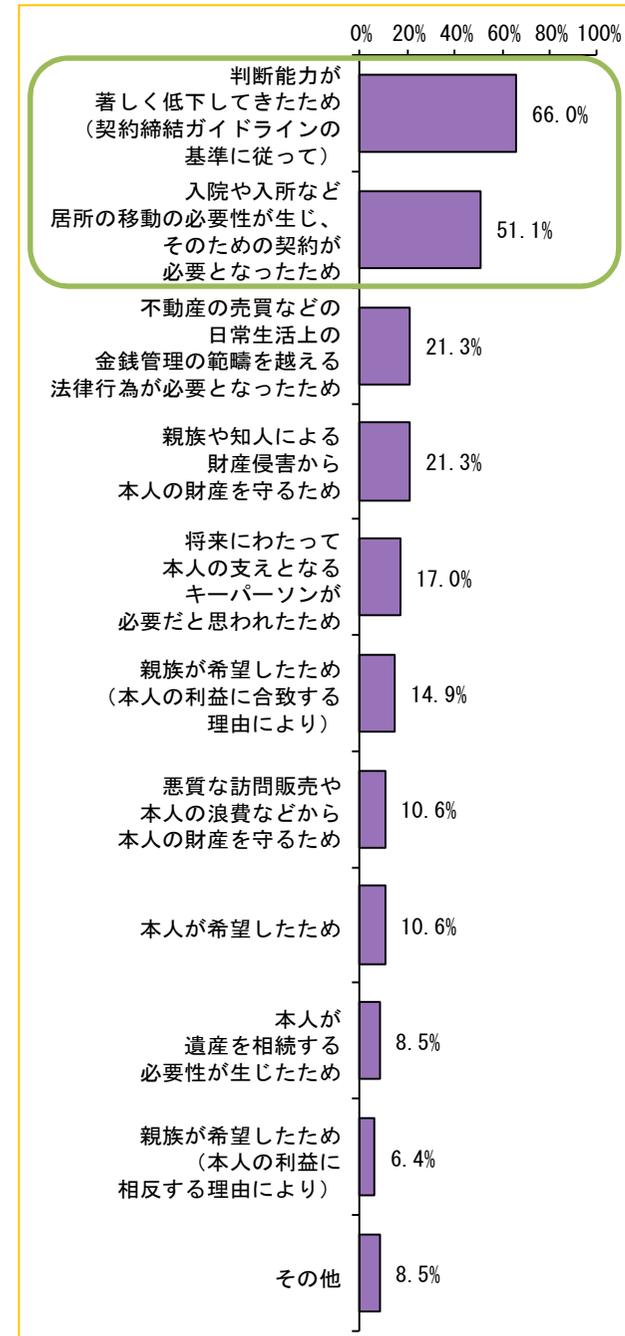
n=163

- 全国社会福祉協議会の調査では、終了ケースの2割が成年後見制度へ移行。
- 基幹的社会福祉協議会からの回答(n=163)では、令和元年度1年間で日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行したケースが「ある」28.8%、「ない」69.9%
- スクリーニングの実施…「一部実施」45.5%、「実施していない」33.7%、「すべて実施している」20.2%
- スクリーニングの基準やツール…「ない」57.6%、「ある」39.4%
- 「日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行のきっかけ」についての回答は右図のとおり。



契約締結ガイドライン

基幹的社会福祉協議会が、利用希望者の契約締結能力を判定できるように作成されたもの。
日常生活自立支援事業の利用相談があった後の具体的調査の際や、援助開始後3か月以降定期的利用。
契約締結能力の疑義がある場合には、契約締結審査会へ、ケースを提出し助言を求める。



調査結果等による日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行の際の課題

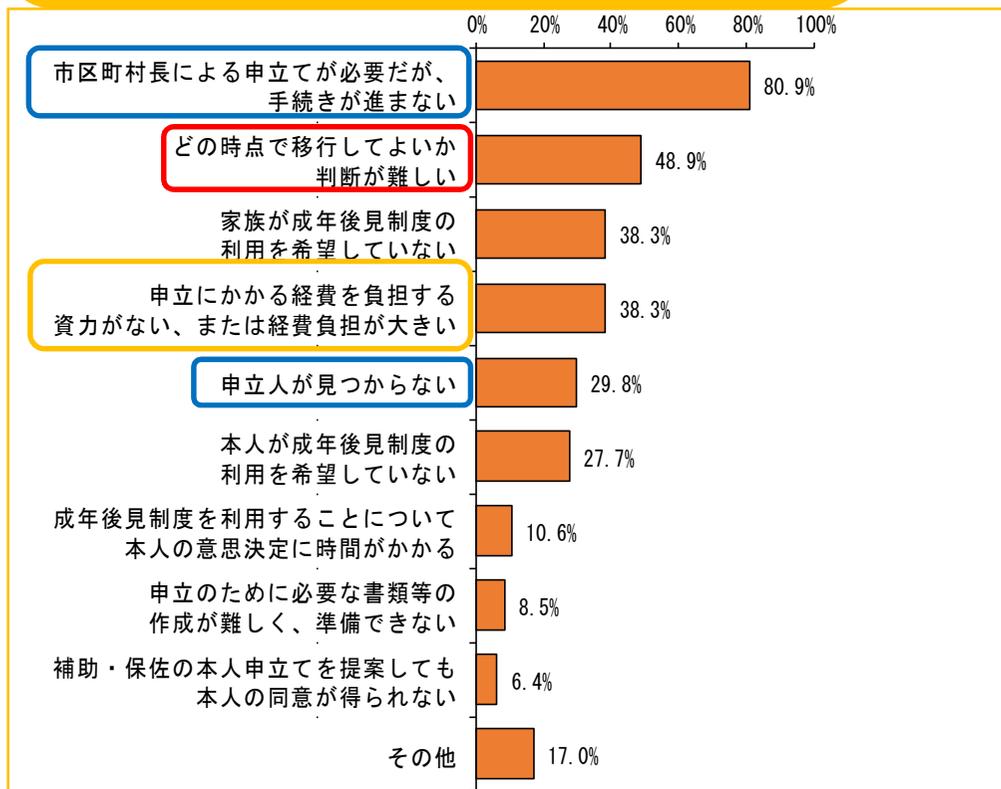
つながっていないケースの有無

n=163

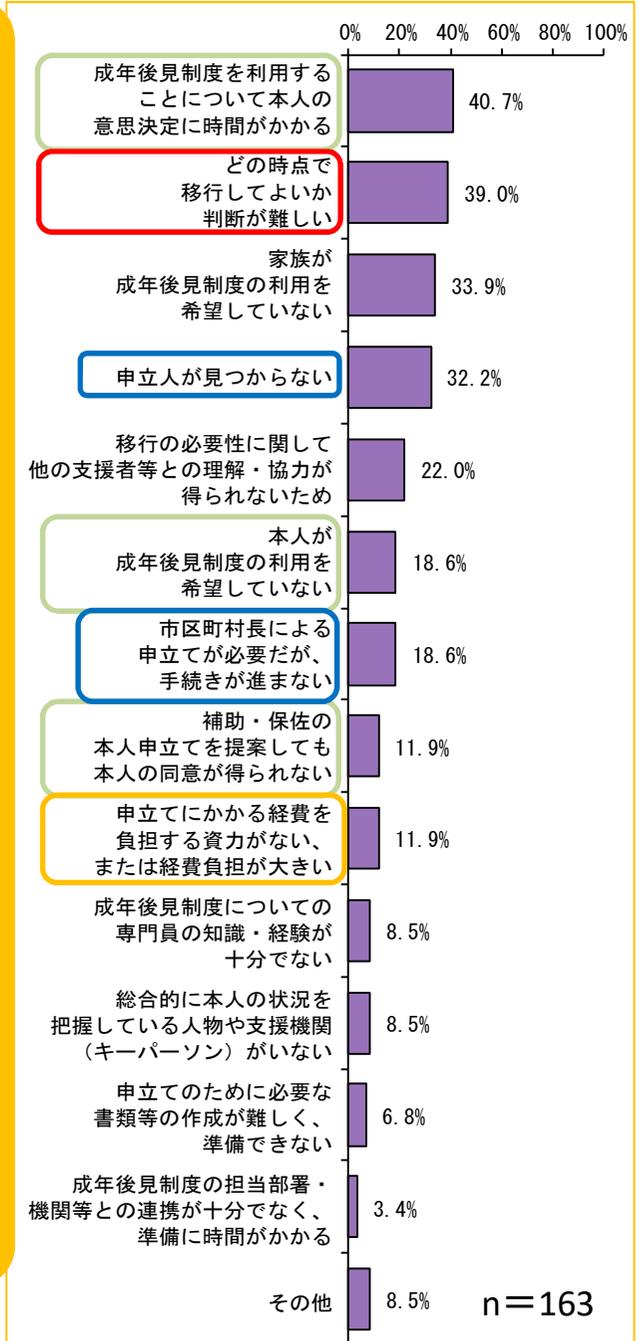
- 基幹的社会福祉協議会によると、利用者のうち、成年後見制度への移行が適切と見立てをしているが、何らかの事情により成年後見制度の申立てにつながっていないケースは…「ない」60.7%、「ある」36.2%

都道府県社会福祉協議会の回答での申立につながらない理由

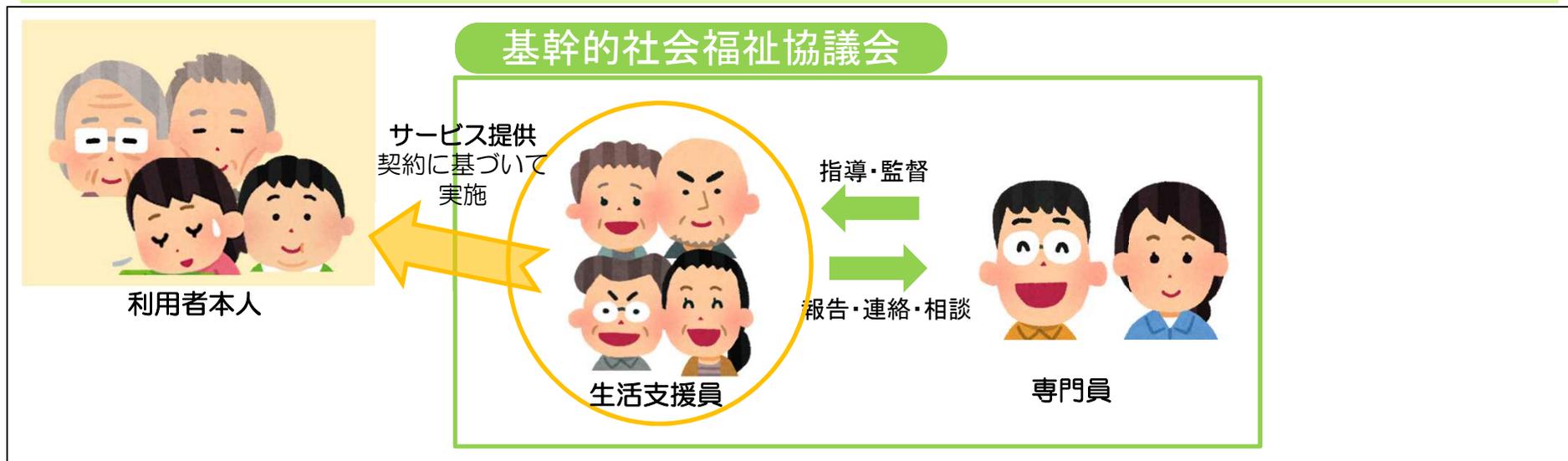
n=47



基幹的社協の回答での申立につながらない理由



ヒアリング調査からわかった移行の際の課題



成年後見制度への移行

?

成年後見制度への移行の際、生活支援員による支援が、そのまま市民後見人による支援に移行できると、本人にとっても安心なのは？
あるいは社協の法人後見による支援に移行できると、安心なのは？

市民後見

法人後見

!

市民後見人による支援が「後見類型」に限られていると、移行がスムーズにいかない。
法人後見による支援ができない(法人後見をやっていない、やっても件数がいっぱい受けられない)と、移行がスムーズにいかない。

18

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行と適切な役割分担について

成年後見制度へのスムーズな移行に向けて有効と考えられる方策

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークへ「日常生活自立支援事業担当部署」が参画し、中核機関職員と定期的に事例検討をできる機会を設ける。
- 中核機関で開催される「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」のための会議体を活用する。
- 日常生活自立支援事業の専門員や中核機関の職員が、本人申立てや親族申立ての支援力をつける。
- いつ、どのようなときに日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討したらよいかの共通認識を形成する。
- 市町村と社会福祉協議会における、市町村長申立てが必要な場合についての共通認識を形成する。
- 補助、保佐類型での制度利用が可能な、市民後見人または法人後見の仕組みをつくる。

日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシートについて

- 左側の「本人の状態」にチェックがついた場合、真ん中の「検討ポイント」について考えてから、右側の「該当する手段」を検討していく、という使い方。地域によって、対応できる手段が違っていることが想定されるため、協議会等でチェックシートの様式について検討してから使用することを想定して作成。
- 役割分担の整理をする際には、いろいろな事例を用いてチェックをどうつけるのか、どういう点に迷うのか、関連諸制度の担当者が話し合っていくことが大切である。
- 細かい場合分けの基準をつくるよりも、定期的に担当者がシートを用いて本人と話し合いをしていくことで、共通認識が形成される。
- 本来は使いたかったサービスや制度が使えないといった「目詰まり」が起きている場合や、どこにもつなぎ先がない事案がある場合について、「どのような社会資源が必要なのか」を話し合っていくことで、新たな社会資源のあり方を話し合っていくことにもつながっていく。

日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート①

	状態（本人に生じた課題）	検討ポイント 本人のエンパワメント、支援力強化の可能性	該当しうる対応手段 (一つだけではなく、複数を選択することがありうる) 地域によって、サービス提供されているかどうか、確認		
判断能力の低下について	<input type="checkbox"/> 欲しいもの等、言葉による意思表示ができない <input type="checkbox"/> 親しい人の区別がつかない <input type="checkbox"/> 年齢や今日の年月日を言えない <input type="checkbox"/> 住所や自宅の電話番号が言えない <input type="checkbox"/> 同じことを繰り返したり、会話のつじつまが合わなかったりする <input type="checkbox"/> 約束の日時、服薬時間・種類などを忘れる <input type="checkbox"/> 帰宅できなくなることがある <input type="checkbox"/> その他、認知症・知的障害・発達障害・精神障害などの判断能力が不十分と思われる状態がある	<p>★判断能力の低下が、回復する可能性の検討</p> <p>判断能力の低下は、生活リズムの乱れ、脱水、薬の副作用や孤立感から起こる場合があります。日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用の検討の前に、生活支援の見直し、医療機関の受診を検討することも大切です。</p> <p>★生活ができてきているかの検討</p> <p>判断能力の低下から、日常生活をおくるうえで必要なすべての行為に支援が必要となっている場合があります。介護サービスや障害福祉サービス等、生活を送るうえで必要なサービスにつながっているかどうかとも検討します。</p>	<input type="checkbox"/> 医療、介護、福祉サービスへのつながり	日常生活自立支援事業による支援	成年後見制度（法定後見）による支援
	<input type="checkbox"/> 生活支援の体制についての確認	<input type="checkbox"/> 本人の権利擁護者の存在の確認			
法的保護が必要	<input type="checkbox"/> 親族や知人等に預貯金等、財産等を搾取されている	<p>★通報は義務</p> <p>虐待、搾取については、本人の表面的な意思表示のよりも事実確認、緊急性の判断を優先させる必要があります。すぐに虐待通報が必要です。</p> <p>★緊急対応を優先</p> <p>消費者被害や本人にとって不利な契約は、早めに対応することで被害が回復できることがあります。消費生活センターや法テラス等、専門相談を優先します。</p> <p>★孤立感への支援</p> <p>孤立感から、消費者被害や言われるままに不利な契約をしてしまうことがあるため、適切な居場所づくり、社会参加が再発防止につながる場合があります。</p>	<input type="checkbox"/> 障害者・高齢者虐待の通報、事実確認への協力	日常生活自立支援事業による支援	成年後見制度（法定後見）による支援
	<input type="checkbox"/> 消費者被害にたびたび遭っている	<input type="checkbox"/> 消費生活センターへの専門相談	<input type="checkbox"/> 法テラスへの相談		

日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート③

	状態（本人に生じた課題）	検討ポイント	該当しうる対応手段	
法律行為の必要性	<input type="checkbox"/> 日常生活を上回る財産管理（定期預貯金の解約等）が必要となっている	<p>本人のエンパワメント、支援力強化の可能性</p> <p>★「支援を受けたら、できるか」の検討 本人にとってわかりやすい、適切な情報提供といった「支援を受けたら、できるか」、その支援は誰が提供できるかの検討も必要です。法律行為が必要となった場合でも、委任代理契約が成立する判断能力の場合には、その検討をしてみましょう。</p> <p>★「身寄りがいない人」への支援体制の拡大 身寄りがいない人が安心して施設入所、医療機関の入院ができるよう、ガイドライン等を各市町村で整備する動きが始まっています。地域の支援体制を拡大することも、大切な検討ポイントです。</p>	<p>（一つだけではなく、複数を選択することがありうる） 地域によって、サービス提供されているかどうか、確認</p>	
	<input type="checkbox"/> 保険金の請求・受領		<input type="checkbox"/> 金融機関の独自サービスの確認	<input type="checkbox"/> 成年後見制度（法定後見）の活用
	<input type="checkbox"/> 税の申告		<input type="checkbox"/> 本人の委任代理が成立するかの検討（法テラス？）	
	<input type="checkbox"/> 遺産分割、相続の発生		<input type="checkbox"/> 法テラスの特定援助対象者法律相談援助の利用	
	<input type="checkbox"/> 不動産処分等（売却・賃貸・抵当権の設定、その他）		<input type="checkbox"/> 消費生活センターへの専門相談	
	<input type="checkbox"/> 裁判所の手続き（相続放棄、訴訟、調停、自己破産、その他）		<input type="checkbox"/> 地域の身寄りがいない人への支援体制の確認	
	<input type="checkbox"/> 消費者被害への対応			
	<input type="checkbox"/> 施設入所・病院入院の契約において、成年後見制度の活用を求められている			

成年後見制度から日常生活自立支援事業への移行

成年後見制度から日常生活自立支援事業への移行の可能性

- 今後、成年後見制度の運用等によって、成年後見制度から日常生活自立支援事業への移行による事業の利用ニーズが高まることも考えられる。
- 両制度の移行が本人にとってスムーズとなるためには、「日常生活自立支援事業の実施主体を市町村とし、成年後見制度利用促進施策と一体的に運用するべきである」という意見があった。一方で、都道府県、市町村に対してのアンケート調査、ヒアリング調査では、行政側から「日常生活自立支援事業を実施することが困難な小規模市町村も出るのではないか？」という指摘もあった。
- いずれにせよ、市町村・都道府県や権利擁護支援の地域連携ネットワークの構成員が、日常生活自立支援事業の重要性と役割を認識し、成年後見制度との適切な役割分担のあり方について、地域の実情も踏まえ、各地域において話し合い、共通認識を形成していくことが求められているといえる。

日常生活自立支援事業の支援の特色と制度のあり方・連携における課題のまとめ

※基幹的社協とは、日常生活自立支援事業を業務委託された市区町村社協のこと

